

人権問題に関する研修用資料

拉致問題に関する理解のために

1 はじめに

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。北朝鮮は、2002年9月の第1回日朝首脳会談において、初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束しました。同年10月には、5人の拉致被害者が帰国しました。

しかし、残りの安否不明の方々については、2004年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていません。残された被害者たちは、今なお、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、救出を待っています。日本政府は、引き続き、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現すべく全力で取り組んでいます。

大阪府教育庁としても、これまで、各学校において関係法令等を踏まえて拉致問題に関わる教育活動を行うよう依頼してきました。本リーフレットを参考に教職員が拉致問題に関する理解を深め、紹介している教材等も活用していただきながら、取組みを一層進めるようお願いします。



※政府認定の拉致被害者（17名）

年・月は、拉致された時期

1	昭和 52(1977)年 9 月	久米 裕 さん	8	昭和 53(1978)年 8 月	市川 修一 さん
2	昭和 52(1977)年 10 月	松本 京子 さん			増元 るみ子 さん
3	昭和 52(1977)年 11 月	横田 めぐみ さん	9	昭和 53(1978)年 8 月	曾我 ひとみ さん
4	昭和 53(1978)年 6 月頃	田中 実 さん			曾我 ミヨシ さん
5	昭和 53(1978)年 6 月頃	田口 八重子 さん	10	昭和 55(1980)年 5 月頃	石岡 享 さん
6	昭和 53(1978)年 7 月	地村 保志 さん 地村 富貴恵 さん (旧姓濱本)			松木 薫 さん
7	昭和 53(1978)年 7 月	蓮池 薫 さん	11	昭和 55(1980)年 6 月頃	原 敕晁 さん
		蓮池 祐木子 さん (旧姓奥土)			有本 恵子 さん
			12	昭和 58(1983)年 7 月頃	

2 拉致問題に関わる法令等

平成 18 年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、地方公共団体は「国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と定められました。

平成 23 年に変更された「人権教育・啓発に関する基本計画」（閣議決定）【資料 1】では、「北朝鮮当局による拉致問題等」が人権課題として位置付けられました。

【資料 1】 人権教育・啓発に関する基本計画

平成23年4月 1 日閣議決定（変更）

（1 2）北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成 3 年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）

なお、文部科学省は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成20年）の中で、個別的な人権課題として「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」を取り上げています。また、平成29年6月には、「小学校学習指導要領解説―社会編―」「中学校学習指導要領解説―社会編―」【資料2】で、拉致問題について示しています。

【資料2】 学習指導要領解説（平成29年6月）の記載

「小学校学習指導要領解説―社会編―」第3章 第4節 第6学年の目標及び内容

自然災害からの復興、少子高齢化の問題、環境問題、日本人拉致問題、領土問題など、国内外に残されている課題等にも触れ、これからの国際社会における我が国の在り方について考えるようにすることも大切である。

こうした学習を通して、我が国の歴史を学ぶ意味を考えるとともに、歴史に対する理解を深め、興味・関心を高めるようにする。

「中学校学習指導要領解説―社会編―」第2章 第2節 2 歴史的分野の目標、内容及び内容の取扱い

冷戦終結後も国際社会には、民族や宗教をめぐる対立、国家を越えた地域統合、地球環境問題とその取組、資源やエネルギーをめぐる課題や、我が国と近隣諸国との間の領土をめぐる問題や、日本人拉致問題など、主権や人権、平和など様々な課題が存在していることとともに、それらを解決するための様々な人々の努力が重ねられていることに気付くことができるようにする。

「中学校学習指導要領解説―社会編―」第2章 第2節 3 公民的分野の目標、内容及び内容の取扱い

国家主権に関連して、基本的人権の保障が国境を越えた人類共通の課題であることへの理解を基に、北朝鮮による日本人拉致問題などについて、対立と合意、協調などに着目して課題を的確に捉え、我が国がその解決に向けて、国際社会の明確な理解と支持を受けて努力していることを理解できるようにすることも必要である。

3 大阪府の取組み

一日も早い拉致被害者の帰国をめざすには、オール大阪での取組みにより大阪府民の世論を高めることが必要との認識の下、啓発ポスターの配付・掲出、パネル展示などを行っています。また、平成29（2017）年には、拉致問題啓発舞台劇「めぐみへの誓い―奪還―」公演を行いました。

さらに、平成21（2009）年、平成24（2012）年、平成29（2017）年には知事が、特定失踪者問題調査会の北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」を通じて、拉致被害者に向けて「私たちは皆さんを取り返すまで全力を尽くします。もう少しの間、がんばってください」というメッセージを發しました。



「取り戻す」ためのシンボル・ブルーリボン

ブルーリボンは、拉致被害者の救出を求める運動の中で発案されたものです。ブルーの色は、日本と北朝鮮をへだてる「日本海の青」、そして、被害者と家族を結ぶ「青い空」をイメージしています。

「誰もが北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示」として、青いリボンを着けようという運動がなされています。

大阪府「ゆまにてなにわ ver31」（平成29年）より

4 拉致問題に関わる教材・学習プラン・参考資料等

アニメ「めぐみ」

(平成 20 年 政府 拉致問題対策本部制作)

北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」は、昭和 52 年、当時中学 1 年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いた 25 分のドキュメンタリー・アニメです。このアニメは、漫画「めぐみ」(原作・監修：横田滋・早紀江、作画：本そういち、出版社：双葉社)をモチーフとして制作されています。このDVDは大阪府内の全ての学校に配付されています。損傷等によって使用できなくなった場合は、内閣府ホームページよりデータをダウンロードすることが可能です。

<http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/index.html>



文部科学省紹介の学習プラン・教材

文部科学省のホームページに、アニメ「めぐみ」を学校で活用する際の指導の参考となる資料として、埼玉県・神奈川県・兵庫県・愛媛県・香川県・熊本県等の各教育委員会が作成した学習プラン・教材が紹介されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinke/sankosiryu/1322255.htm

政府（拉致問題対策本部）作成の冊子

- ・「北朝鮮による日本人拉致問題－1 日も早い帰国実現に向けて！－」(平成 29 年)
<http://www.rachi.go.jp/shisei/keihatsu/pdf/shinsasshi201706.pdf>
- ・「すべての拉致被害者の帰国をめざして－北朝鮮側主張の問題点－」(平成 26 年)
http://www.rachi.go.jp/shisei/keihatsu/mondaiten_jp.pdf
- ・「御家族からのメッセージ」(平成 24 年)
<http://www.rachi.go.jp/shisei/keihatsu/kazoku.pdf>

その他、学習で活用できるコンテンツ

映画「めぐみ－引き裂かれた家族の 30 年」(アメリカ映画 平成 18 年制作 90 分)

映画「めぐみ」は、わずか 13 歳の時に北朝鮮に拉致されてしまった横田めぐみさんの話を中心に、拉致問題の経緯や被害者御家族の救出活動などを描いたドキュメンタリー映画です。上映を希望する学校は、拉致問題対策本部事務局に申し込んでください。貸出があります。

人権上の配慮のお願い

拉致問題は北朝鮮という国家による犯罪であり、在日韓国・朝鮮人の子どもたちには何の責任もありません。学校の児童生徒、保護者、親族等の中には、拉致被害者の関係者や、韓国・朝鮮にルーツのある人がいる可能性もあります。取組みに当たっては、教育の中立性に留意するとともに、新たな差別を生むことがないように、十分な配慮をお願いします。

リーフレットに関するお問い合わせ先：大阪府教育庁 人権教育企画課